



令和 4 年 8 月 2 5 日

北九州ブロックにおけるタクシーの運賃改定 — 査定結果に基づく新運賃を公示 —

九州運輸局は、令和 3 年 8 月 1 8 日から令和 3 年 1 1 月 1 7 日までに、4 1 社から提出されていた北九州ブロック（北九州市・中間市・遠賀郡）のタクシーの運賃改定申請・公定幅運賃変更要請について審査を行った結果、査定結果に基づく改定後の運賃を本日付けで公示しましたのでお知らせします。

1. 改定の概要

- (1) 増収率：1 3 . 0 5 %
 (2) 新公定幅運賃・自動認可運賃（普通車上限運賃額を抜粋）

項目 \ 車種	普通車			
	初 乗		加 算	
現行	1.6km	680 円	316m	80 円
申請	1.6 km	730 円～830 円	245m～308m	80 円
改定後	1.6km	770 円	280m	80 円

- ① 他の車種区分の概要は（別添 1）
 ② 収支実績及び推定収支（別添 2）

2. 新運賃実施日：令和 4 年 9 月 2 6 日（月）

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部 旅客第二課 担当：高田、近藤

電 話 0 9 2 - 4 7 2 - 2 5 2 7 F A X 0 9 2 - 4 7 2 - 3 6 1 6



九州運輸局

北九州ブロックのタクシー運賃

(令和4年 9月 26日以降)

車種	種別	距離制運賃				時間制運賃(30分)	時間距離併用制運賃	
		初乗運賃		加算運賃			待料金	
特定大型車	上限運賃	1.6km	940 円	215m	90 円	3,510 円	1分 20秒	90 円
	B	1.6km	930 円	217m	90 円	3,480 円	1分 20秒	90 円
	C	1.6km	920 円	220m	90 円	3,440 円	1分 20秒	90 円
	D	1.6km	910 円	222m	90 円	3,400 円	1分 20秒	90 円
	下限運賃	1.6km	900 円	225m	90 円	3,370 円	1分 25秒	90 円
大型車	上限運賃	1.6km	870 円	212m	90 円	3,270 円	1分 20秒	90 円
	B	1.6km	860 円	214m	90 円	3,240 円	1分 20秒	90 円
	C	1.6km	850 円	217m	90 円	3,200 円	1分 20秒	90 円
	下限運賃	1.6km	840 円	220m	90 円	3,160 円	1分 20秒	90 円
普通車	上限運賃	1.6km	770 円	280m	80 円	2,310 円	1分 45秒	80 円
	B	1.6km	760 円	284m	80 円	2,280 円	1分 45秒	80 円
	C	1.6km	750 円	287m	80 円	2,250 円	1分 45秒	80 円
	下限運賃	1.6km	740 円	291m	80 円	2,220 円	1分 45秒	80 円

収支実績および推定収支（北九州ブロック）

原価計算対象 14社（703両）

（単位：千円）

項目	令和元年(実績)		令和4年度(査定)		令和4年度(改定後)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
運送収入	4,485,039	96.65%	4,280,426	96.50%	4,839,211	96.89%
運送雑収	29,873	0.64%	29,873	0.67%	29,873	0.60%
営業外収益	125,557	2.71%	125,557	2.83%	125,557	2.51%
計	4,640,469	100.00%	4,435,856	100.00%	4,994,641	100.00%
人件費	2,770,180	57.17%	2,867,508	57.39%	2,867,508	57.39%
運転者人件費	(2,689,086)	(55.49%)	(2,788,116)	(55.80%)	(2,788,116)	(55.80%)
(うち福利厚生費事業者負担分)	(298,761)	(6.17%)	(276,567)	(5.54%)	(276,567)	(5.54%)
其他人件費	(81,094)	(1.67%)	(79,392)	(1.59%)	(79,392)	(1.59%)
燃料油脂費	325,175	6.71%	583,725	11.68%	583,725	11.68%
車両修繕費	140,858	2.91%	137,023	2.74%	137,023	2.74%
車両償却費	178,626	3.69%	88,062	1.76%	88,062	1.76%
その他運送費	389,442	8.04%	327,370	6.55%	327,370	6.55%
一般管理費	705,498	14.56%	657,711	13.16%	657,711	13.16%
営業外費用	17,451	0.36%	16,507	0.33%	16,507	0.33%
小計	4,527,230	93.43%	4,677,906	93.62%	4,677,906	93.62%
適正利潤	318,539	6.57%	318,539	6.38%	318,539	6.38%
合計(運送原価)	4,845,769	100.00%	4,996,445	100.00%	4,996,445	100.00%
利潤込収支差	△ 205,300		△ 560,589		△ 1,804	
利潤込収支率	95.76%		88.78%		99.96%	
所要増収額			558,785			
(所要)増収率			13.05%			

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲 の指定について

制 定	平成26年	2月28日	九運公第93号
一部改正	平成26年	10月31日	九運公第27号
一部改正	平成27年	6月 1日	九運公第 7号
一部改正	平成27年	7月 1日	九運公第13号
一部改正	平成27年	7月31日	九運公第19号
一部改正	平成27年	10月30日	九運公第39号
一部改正	平成28年	7月 1日	九運公第11号
一部改正	平成28年	10月 1日	九運公第36号
一部改正	平成29年	6月 1日	九運公第15号
一部改正	平成30年	10月 1日	九運公第48号
一部改正	令和 元年	8月30日	九運公第39号
一部改正	令和 元年	12月13日	九運公第81号
一部改正	令和 2年	12月 9日	九運公第71号
一部改正	令和 3年	2月 9日	九運公第81号
一部改正	令和 3年	6月22日	九運公第24号
一部改正	令和 4年	6月23日	九運公第21号
一部改正	令和 4年	8月25日	九運公第32号

九州運輸局長公示「公定幅運賃の範囲の指定方法等について(平成26年1月24日付 九運公第75号)」に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について、下記のとおり定めたので公示する。

平成26年 2月28日

九州運輸局長 佐藤 尚之

記

1. 公定幅運賃が適用される特定地域及び準特定地域の営業区域

県名	営業区域
福岡	福岡交通圏・北九州交通圏・筑豊交通圏・久留米市・大牟田市
佐賀	佐賀市・唐津市
長崎	長崎交通圏・佐世保市・諫早市
熊本	熊本交通圏・八代交通圏
大分	大分市・別府市
宮崎	宮崎交通圏・都城交通圏・延岡市
鹿児島	鹿児島市・鹿児島空港交通圏・川薩交通圏・鹿屋交通圏

2. 公定幅運賃の運賃表

別紙のとおり

3. 九州運輸局長公示「公定幅運賃の範囲の指定方法等について(平成26年1月24日付 九運公第75号)」3.(1)⑥に定める初乗距離短縮等を公定幅運賃の範囲に指定する特定地域及び準特定地域の営業区域

別紙のとおり

- 附 則 本公示は、平成26年 4月 1日から適用する。
- 附 則 (平成26年10月31日九運公第27号 一部改正)
本公示は、平成26年10月31日から適用する。
- 附 則 (平成27年 6月 1日九運公第 7号 一部改正)
本公示は、平成27年 6月 1日から適用する。
- 附 則 (平成27年 7月 1日九運公第13号 一部改正)
本公示は、平成27年 7月 1日から適用する。
- 附 則 (平成27年 7月31日九運公第19号 一部改正)
本公示は、平成27年 8月 1日から適用する。
- 附 則 (平成27年10月30日九運公第39号 一部改正)
本公示は、平成27年11月 1日から適用する。
- 附 則 (平成28年 7月 1日九運公第11号 一部改正)
本公示は、平成28年 7月 1日から適用する。
- 附 則 (平成28年10月 1日九運公第36号 一部改正)
本公示は、平成28年10月 1日から適用する。
- 附 則 (平成29年 6月 1日九運公第15号 一部改正)
本公示は、平成29年 8月 1日から適用する。

- 附 則（平成30年10月 1日九運公第48号 一部改正）
本公示は、平成30年10月 1日から適用する。
- 附 則（令和 元年 8月30日九運公第39号 一部改正）
本公示は、令和 元年10月 1日から適用する。
- 附 則（令和 元年12月13日九運公第81号 一部改正）
本公示は、令和 2年 2月 1日から適用する。
- 附 則（令和 2年12月 9日九運公第71号 一部改正）
本公示は、令和 3年 1月10日から適用する。
- 附 則（令和 3年 2月 9日九運公第81号 一部改正）
本公示は、令和 3年 3月11日から適用する。
- 附 則（令和 3年 6月22日九運公第24号 一部改正）
本公示は、令和 3年 8月 1日から適用する。
- 附 則（令和 4年 6月23日九運公第21号 一部改正）
本公示は、令和 4年 7月25日から適用する。
- 附 則（令和 4年 8月25日九運公第32号 一部改正）
本公示は、令和 4年 9月26日から適用する。

公定幅運賃の運賃表

1. 公定幅運賃を適用する特定地域及び準特定地域の営業区域

北九州交通圏

2. 公定幅運賃の範囲

(1) タクシーに係る公定幅運賃

① 距離制運賃(時間距離併用制を含む)

② 時間制運賃

(2) ハイヤーに係る公定幅運賃

ハイヤーに係る公定幅運賃は、(1)で定める下限運賃以上とする。

(3) 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について

(平成14年1月18日付け九運公福第50号)」1. (5) イの定額運賃

(⑦を除く)の算定基礎となる距離制運賃を本公示で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

3. 初乗距離等短縮

初乗距離から控除する加算距離の回数については、2回とする。

車種	種別	距離制運賃				時間制運賃(30分)	時間距離併用制運賃
		初乗運賃		加算運賃			
特定大型車	上限運賃	1.6km	940円	215m	90円	3,510円	1分20秒 90円
	B	1.6km	930円	217m	90円	3,480円	1分20秒 90円
	C	1.6km	920円	220m	90円	3,440円	1分20秒 90円
	D	1.6km	910円	222m	90円	3,400円	1分20秒 90円
	下限運賃	1.6km	900円	225m	90円	3,370円	1分25秒 90円
大型車	上限運賃	1.6km	870円	212m	90円	3,270円	1分20秒 90円
	B	1.6km	860円	214m	90円	3,240円	1分20秒 90円
	C	1.6km	850円	217m	90円	3,200円	1分20秒 90円
	下限運賃	1.6km	840円	220m	90円	3,160円	1分20秒 90円
普通車	上限運賃	1.6km	770円	280m	80円	2,310円	1分45秒 80円
	B	1.6km	760円	284m	80円	2,280円	1分45秒 80円
	C	1.6km	750円	287m	80円	2,250円	1分45秒 80円
	下限運賃	1.6km	740円	291m	80円	2,220円	1分45秒 80円

公定幅運賃の改定内容に基づくコミュニティバス運行経費の算定

○運賃改定前

【中間南校区乗合タクシーに係る運行キロ当たりの運行経費】

太賀・朝霧系統及び通谷・桜台系統の平均運行キロ程 8.3km を基に試算

公定幅運賃（普通車の場合）：初乗 680 円/1.6km 加算 80 円/316m

公定幅運賃から 8.3 km は 2,440 円となるので、キロ当たりの運行経費は 294.0 円/km

【中間南校区乗合タクシー及び底井野校区予約型乗合タクシーに係る追走経費】

公定幅運賃の時間制運賃 2,040 円/30 分から試算

15 分当たりの運行経費は 1,020 円

○運賃改定後

【中間南校区乗合タクシーに係る運行キロ当たりの運行経費】

太賀・朝霧系統及び通谷・桜台系統の平均運行キロ程 8.3km を基に試算

公定幅運賃（普通車の場合）：初乗 770 円/1.6km 加算 80 円/280m

公定幅運賃から 8.3 km は 2,690 円となるので、キロ当たりの運行経費は 324.1 円/km

【中間南校区乗合タクシー及び底井野校区予約型乗合タクシーに係る追走経費】

公定幅運賃の時間制運賃 2,310 円/30 分から試算

15 分当たりの運行経費は 1,155 円